雇用保険法施行規則の一部を改正する 省令案要綱

厚生労働省発職 0 2 2 1 第 3 号 平成 2 6 年 2 月 2 1 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

. -<u>.</u> • 

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働移動支援助成金制度の改正

再就職支援奨励金  $\mathcal{O}$ 助 成  $\mathcal{O}$ 対象に つい て、 中 小企業事業主以外の事業主を加えるものとし、 支給額を

次の おり引き上げるとともに、 再就 職実現時 だけでなく支援委託時 にも支給するものとすること。

(--)中 小 企業事 業主 再就 脱職支援 の委託に要する費用の三分の二 (対象者が 兀 十 ·五歳以· 上  $\overline{\mathcal{O}}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 12 あ 0

ては、五分の四)

 $(\underline{\phantom{a}})$ 中 小 企業 事 業 主 以外 再就職支援の委託に要する費用の二分の一 (対象者が四十五歳以上の ŧ 0

あつては、三分の二)

事業主が対象者に対して求職活動等のための休暇を付与した場合、 再就職実現時におい て再就職支援

奨励金を次のとおり支給するものとすること。

中 小企業事業主 付 与 した休暇  $\mathcal{O}$ 日数を合計した数に七千円を乗じて得 た額

 $(\underline{\phantom{a}})$ 中 小企業事 業主以外 付与 L た休 . 暇 の 日数を合計した数に四千円を乗じて得 た額

 $\equiv$ 事 ,業主が対象者に対する再就職支援の一 部として訓練等の実施を委託した場合、 再就 職実現時 におけ

に

る再就職支援奨励金の支給額を、 対象者一人につき次のとおり加算するものとすること。

- (-)訓 練の実施を委託した場合 訓練の実施期間 一月につき六万円
- 二 三回以上のグループワークの実施を委託した場合 一万円

匹 労働: 移動支援助成金として受入れ人材育成支援奨励金を創設し、 再就 職援助計 画の対象者等を雇い入

れ、 訓 練を実施 した事業主に対し、 対象者一人につき次のとおり支給するものとすること。

- 当該 訓 練に 要した経費等の合計額 (三十万円を上限とする。)
- $(\underline{\phantom{a}})$ 当該 訓 練 (座学等に限る。 期間中に支払つた賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数に八百円

を乗じて得た額

(三) 当該訓練 (実習に限る。) の実施時間数に七百円を乗じて得た額

第二 キャリアアップ助成金制度の改正

平成二十八年三月三十一日までの間 は、 次のとおり支給額又は加算額を引き上げるものとすること。

(一) 正規雇用転換

イ 有期契約労働者を正規雇用労働者に転換した場合の支給額 対象労働者一人につき四十万円 中

小 企業事業主の場合は五十万円)

口 無期契約労働者を正 規雇 用労働者に転換した場合の支給額 対象労働者一人につき二十五万円(

中 小企業事業主 の場合は三十万円)

その 指揮命令 0 下に労働させる有期雇 用 0 派遣労働者を正 規雇用労働者として雇 7

支給額 対象労働 者一 人につき五十万円 中 小企業事 業主の場合は六十万円

支給額 対象労働者一人につき三十五万円(中小企業事業主の場合は四十万円)

## 処遇改善

二

その指

揮.

命令

 $\mathcal{O}$ 

下に労働させる、

無期

雇

用

 $\mathcal{O}$ 

派遣労働者を正

規

雇

用労働者として雇い入れた場合の

入れた場合の

全ての有期契約労働者等について、 職務の相対的な比較を行うための手法を用いて賃金を一定の割

合以上で増額する措置を講じた場合の加算額 事業所につき十五万円 (中小企業事業主の場合は二

## 十万円)

(三) 短時間 正 社員 の転換

有 期契約労働者等を短時間正社員に移行した場合の支給額 対象労働者一人につき二十五万円

時 雇 用する労働者 の数が三百人を超えない 事業主の場合は三十万円)

有期契約労働者等に 一般 職業訓練 練又は 有期実習型訓練を受けさせる事業主に対し、 当 該 訓練 に 要した

経費等  $\mathcal{O}$ 合計 額について、 次の一から三までに掲げる実施 時 間 数の区分に応じ、 当該一から三までに定

8 る額 を超えるときは、 当該 院定め る額  $\mathcal{O}$ 助 成を行うものとすること。

- 百 時 間 未 満 七 万 闩 中 小 企 業 事 業主に あ 0 ては、 十万円)
- 百 時 間 以 上二百 時 間 未 満 + 五 万円 中 小 企業 事 業 主 に あっては、二十万円)
- $(\Xi)$ 一百 時 間 以上 二十万円 (中小企業事業主にあっては、 三十万円)

第三 キャリア形成促進助成金制度の改正

構 成 事 業主  $\mathcal{O}$ 雇 用 する被保険者に、 団体等実施型訓練を受けさせる事業主団体等に対し、 当該訓練に

要した経費の二分の一の額の助成を行うものとすること。

育休中 復 職後等能 力向 上 型訓練を受けさせる事業主に対し、 当該訓練に 要した経費の三分の一 中

小企業事業主にあつては、二分の一)の額及び当該訓練期間 (育児休業の期間を除く。) 中に支払つた

賃金の額のうち、 時間あたり四百円 (中小企業事業主にあつては、 八百円)の助成を行うものとする

ر ح

成長分野等人材育成型訓練及びグロ ーバル人材育成型訓練を受けさせた場合の助成の対象について、

中 小企業事業主以外 の事業主を加えるものとし、 当該訓練を受けさせる中小企業事業主以 外  $\mathcal{O}$ 事 業 主に

対 当該 訓 練に要し た経費の三分の一の 額及び当該訓練期間中に支払 つた賃金の額のうち一時 間 あた

り四百円の助成を行うものとすること。

兀 グロ ーバル人材育成型訓練に、海外で実施する訓練を含めるものとすること。

その他所要の見直しを行うものとすること。

五.

第四 その他

この省令は、 平成二十六年三月一日から施行するものとすること。

この省令の施行に関し必要な経過措置を定め、 所要の規定の整備を行うこと。